

## 次世代育成支援対策推進法に基づく 医療法人社団恵友会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月31日

### 2. 内容

(1) 妊娠中や出産後の女性職員の健康確保について職員に対する制度の周知や情報提供および相談体制の相談体制の整備の実施

- ・産前産後休業および育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除等制度の周知を図る。

- ・妊娠中および産休中、復帰後の女性職員が利用できる制度について相談できる窓口を設置する。

(2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

- ・入職時および対象者に当法人の育児休業に関する規定を説明、周知をする。

- ・休業前、復帰前後に本人と面談し、状況の変化に伴う要望に対応できるように業務内容勤務体制について配慮する。

(3) 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための措置の実施

- ・対象者に研修受講の機会を与える。

(4) 育児、介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

- ・入職時および対象者に説明、周知をする。

(5) 所定外労働の削減のための措置の実施

- ・残業時間を減らす意識の啓発を全職員に対して行う。

- ・所定外労働の原因を検証し、改善に向けた具体的な取組を進める。